障害福祉サービス事業者等の指定申請について

ア. 対象となるサービス

【障害福祉サービス等】

- ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
- ·生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)
- ・療養介護、重度・障害者等包括支援
- ・就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型 、就労定着支援
- ·共同生活援助 、短期入所、自立生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練
- ・地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

【障害児通所支援事業等】

- ・児童発達支援、医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ·居宅訪問型児童発達支援
- · 保育所等訪問支援
- · 障害児相談支援

【地域生活支援事業者】

・日中一時支援、移動支援、重度障害者訪問入浴サービス

イ. 相談・書類受付先

指導監查課 指導監查第一係 障害福祉担当

所在地:船橋市湊町 2-8-11 船橋市役所別館 2階(午前 9時~午後 5時まで)

※車でご来庁の際は、市役所本庁舎駐車場をご利用ください。

電話:047-436-2425

ウ. 指定申請の流れ

〜指定月の前々月

- 1. 関係法令の確認
- 2. 消防法令適合状況確認申請(前々月の15日まで)(通所系・入所系のみ)
- 3. 申請書類の作成

指定月の前目

- 4. 書類の提出・受理(最終締切:前月15日まで)
- 5. サービス管理責任者等面談(通所系・入所系のみ)
- 6. 審査

指定月の前月末

- 7. 現地確認(通所系・入所系のみ)
- 8. 指定決定通知書送付

1. 関係法令の確認

あらかじめ障害者総合支援法・児童福祉法や船橋市が定める基準条例及びその他関係法令(消防法・建築基準法・都市計画法・労働基準法)等について確認してください。

※関係法令に違反している場合は指定ができない可能性がありますので、事前の確認を徹底してください。各サービスにおける基準条例・主な基準等については、下記ページの資料も併せてご確認ください。

○介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 > 指導監査等 >介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

※該当サービスの「資料・全録編」をご確認ください。)

2. 消防法令適合状況確認申請(前々月の15日まで)

通所系・入所系のサービスについては、指導監査課へ消防法令適合状況確認申請書及び平面図の提出 が必要です。詳細は下記ページをご確認ください。

○消防法令の適合状況確認申請について(障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所・地域生活支援事業所等)

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/002/03/p050323.html

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 障害福祉サービス・障害児通所支援・地域 生活支援事業者等 > 法改正・制度等に関する情報 > 消防法令の適合状況確認申請について(障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所・地域生活支援事業所等)

※この申請は、事業所の消防法令上の手続き状況について、指導監査課が消防局に確認するためのものです。事業所の開設にあたり、消防法令上必要な手続きについては、必ず消防局へご相談ください。

3. 申請書類の作成

下記ページから申請に必要な書類を確認・ダウンロードし、申請書類を作成してください。

【障害福祉サービス】

○指定障害福祉サービス事業者等の指定(更新)・変更・廃止等 申請書類ダウンロード

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/002/01/p067507.html

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 障害福祉サービス・障害児通所支援・地域 生活支援事業者等 > 障害福祉サービス事業者等の指定・変更 > 指定障害福祉サービス事業者等の指 定(更新)・変更・廃止等 申請書類ダウンロード

【障害児通所支援】

○指定障害児通所支援事業者等の指定(更新)・変更・廃止等 申請書類等ダウンロード

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi kosodate/002/07/p068525.html

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 障害福祉サービス・障害児通所支援・地域 生活支援事業者等 > 障害児通所支援事業者等の指定・変更 > 指定障害児通所支援事業者等の指定 (更新)・変更・廃止等 申請書類等ダウンロード

【地域生活支援事業】

○地域生活支援事業所(日中一時・移動支援・入浴サービス)の登録申請等について

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi kosodate/002/02/p025890.html

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 障害福祉サービス・障害児通所支援・地域 生活支援事業者等 > 地域生活支援事業者の登録・変更・請求 > 地域生活支援事業所(日中一時・移動 支援・入浴サービス)の登録申請等について

4. 書類の提出・受理(最終締切:前月15日まで)

事前予約の上、申請書類を持参してください。初回受付時には、概ね1時間~1時間半程度お時間をいただきます。

※申請時には、平均して2~3回ほど書類の修正等のやり取りをさせていただいております。書類に不備がある場合は受理できませんので、余裕を持って申請を行ってください。

|5. サービス管理責任者等面談(通所系・入所系のみ)|

4と並行して、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)との面談を行います。

6. 審査

書類の再チェックを行います。必要に応じて追加書類の提出等を行っていただきます。

7. 現地確認(通所系・入所系のみ)(前月末頃)

提出された平面図通りの配置となっているか、必要な工事が終わっているか等、指定日に事業が開始できることを現地にて確認させていただきます。

8. 指定可否決定通知書交付

郵送又は対面にて、指定可否決定通知書を交付いたします。

※現地確認が必要なサービスについては、現地確認完了後の交付となります。

エ. 指定申請にあたっての留意事項

○定款における法人の目的について

障害福祉サービス事業・障害児通所支援事業等の実施にあたっては、定款等により法人の事業内容に位置づける必要があります。

登記等にあたっては、下記の例を参考にし、法人所轄庁までお問い合わせのうえ、必要な手続きをしてください。

- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設の運営
- ・障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業
- ・障害者総合支援法に規定する一般相談支援事業、特定相談支援事業
- ・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業
- ・児童福祉法に規定する障害児相談支援事業

○指定申請について

- ・事前相談や指定申請書類の提出にあたっては、事前にご予約の上ご来庁ください。(ご予約がない場合、 対応できない場合があります。)
- ・各書類の提出締切日は前月15日ですが、15日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が提出締切日となります。
 - (例) 15日が日曜日の場合→13日(金)が提出締切日
- ・申請書類提出の際には、運営する法人の担当者や行政書士等の他に、事業所の管理者や責任者の同席も お願いしております。
- ・指定申請時に、基準上必要な人員や設備等に関して虚偽の申請を行った場合は、障害者総合支援法又は 児童福祉法に基づき指定の取消を行うことがあります。
- ・ご提出いただいた申請書類の返却、問い合わせについては対応出来かねますので、提出時には必ず写し を取り保管をお願いいたします。

○その他

・事業所を開設するにあたっては、事前に近隣住民や自治会長等に対して、挨拶・説明等を行っていただくようお願いいたします。事前に説明していただくことがトラブル等の防止につながります。なお、新規の指定時のみならず、事業開始後に事業所の所在地を変更する場合や、住居追加を行う場合にも、新たな建物について、同様の対応をお願いいたします。